

	調剤報酬上の施設基準		
医療ＤＸ推進体制整備加算【届】	・オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用している保険薬局であること ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険薬局であること ・（令和７年９月３０日までは掲示を行っているものとみなされる経過措置あり）電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療ＤＸに係る取組を実施している保険薬局であること	当薬局は、 ・オンライン資格確認等システムにより取得した薬剤情報等を活用して、調剤、服薬指導等を実施しています ・マイナ保険証を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります ・電子処方箋を活用するなど、国が進める医療ＤＸにも取り組んでいます （厚生労働省ポスター） https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf	240305 特掲通知
医療情報取得加算	・オンライン資格確認を行う体制を有していること ・来局した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行うこと	当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して、より適切な調剤等に取り組んでいます	240305 特掲通知

保険外負担、選定療養、保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項			
保険外負担に関する事項	療養の給付と直接関係ないサービス等に係る費用 ・在宅医療に係る交通費 ・薬剤の容器代等 ・保険薬局における患家等への調剤した医薬品の持参料及び郵送代など	当薬局では以下の項目について、実費の負担をお願いしています。 軟膏容器、投薬ビン 無料 在宅訪問して薬剤管理指導を行う場合の交通費 距離による ご自宅等への医薬品の配送料 実費	240327 揭示事項 240321 保険外
長期収載品の処方等又は調剤に関する事項	・長期収載品の選定療養制度の趣旨及び特別の料金について、患者にとって分かりやすく揭示しておかなければならないこと	(厚生労働省揭示例) https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282665.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf	240327 揭示事項
調剤管理料及び服薬管理指導料	・調剤報酬点数表の第2節区分番号「10の2」調剤管理料及び区分番号「10の3」服薬管理指導料に関する事項	当薬局では、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定しています。患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。また、患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまやご家族等と対話することにより、服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、処方されたお薬の適正使用のために必要な服薬指導を行っています。	240327 揭示事項

厚生局への 届出事項に 関する事項	・調剤報酬点数表に基づき地方厚生（支）局長 に届け出た事項に関する事項	当薬局では、調剤報酬点数表に規定されている次の施設基準の届出を行っております ・調剤基本料 1 ・地域支援体制加算 2 ・後発薬品調剤体制加算 2 ・連携強化加算 ・かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬剤師包括管理料 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 ・在宅薬学総合体制加算 1 ・医療DX推進体制整備加算	240327 掲 示事項
明細書の発行 状況に関する 事項	・明細書の発行状況に関する事項	(要件を満たす厚生労働省掲示例) https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001219498.pdf（別紙様式 7） 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について 当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、2021年 7月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方については、希望者には、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、薬剤の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。	240327 掲示事項 240305 明細書

患者の希望に基づ く サービス	・ 患者の希望に基づく、①から③までに定めるサービスに要する費用 ①患者の希望に基づく内服薬の一包化（治療上の必要性がない場合に限る） ②患者の希望に基づく甘味剤等の添加（治療上の必要性がなく、かつ、治療上問題がない 場合に限る） ③患者の希望に基づく服薬カレンダー（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理する ことができる資材をいう）の提供	当薬局では以下の項目について、実費の負担をお願いしています。 ・ 患者さまの希望に基づく内服薬の一包化（治療上の必要性がない場合） 1日分につき 3 0 円 ・ 患者さまの希望に基づく甘味剤等の添加（治療上の必要性がない場合） 1日分につき 3 0 円 ・ 患者さまの希望に基づく服薬カレンダーの提供 1枚 1 0 0 円	240327 揭示事項 240321 保険外
※「通知等」欄記載の正式な通知等名称は以下の通り 240305特掲通知：特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発0305第6号 令和6年3月5日） 240327揭示事項：「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について（保医発0327第10号 令和6年3月27日） 240305明細書：医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（保発0305第11号 令和6年3月 5 日） 240321保険外：「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について（保医0321第5号 令和6年3月21日）			